



Title	林靖教授の経歴と業績
Author(s)	山本, 哲生; Yamamoto, Tetsuo
Citation	北大法学論集, 61(6), 249-259
Issue Date	2011-03-31
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/45123">https://hdl.handle.net/2115/45123</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR61-6_010.pdf



# 林 靖教授の経歴と業績

## 山本 哲生

林靖教授は、平成二三年三月三日をもって、北海道大学大学院法学研究科の定年を迎えられる。林教授は、昭和四五年三月に北海道大学法学部を卒業後、北海道大学大学院法学研究科に進学し、同大学院法学研究科修士課程を修了した後の昭和四八年四月に、北海道大学法学部助手に採用され、昭和五二年一〇月に北海道大学法学部助教に、昭和六一年二月に北海道大学法学部教授に、それぞれ昇任し、平成二二年四月に北海道大学の組織替えにともなうて、北海道大学大学院法学研究科教授とられた。

この間、法学部・法学研究科及び全学の各種委員を務められ、その運営に力を尽くされた。

法学部の教育においては、商法Ⅰ～Ⅲの講義（商法総則・商

行為法、会社法、手形法・小切手法）、特殊講義（保険法、海商法）及び商法演習を担当し、法学部の学生を指導された。法学研究科の教育においては、講義及び演習を担当し、研究者及び法律実務家を志望する大学院生を指導し、平成一六年度の法科大学院（北海道大学大学院法学研究科法律実務専攻）の開設後には、法学未修者を対象とする商法Ⅰ～Ⅲの授業及び法学既修者等を対象とする商事法事例問題研究Ⅰ～Ⅲの授業を担当し、法科大学院生を指導された。

法学部・法学研究科の教育の一環として、法曹を志望する法学部の学生及び法科大学院生の課外活動を支援し、旧司法試験を受験する法学部学生が組織する「北法会」の顧問及び新司法試験を受験する法科大学院生が組織する「七法会」の顧問を長

く務められたほか、北法会及び七法会が企画する答案練習会等において学生を積極的に指導し、新旧両司法試験における北大の合格者数の増加に寄与貢献された。

学会活動では、日本私法学会の理事（平成一二年九月まで）として、同学会の運営に参加された。

林教授の研究の特徴は、法律上の根拠を精緻化、明確化したうえでバランスのとれた法解釈の展開にあるということができよう。法律解釈にあたり法体系と整合的な基礎付けをするとは法律解釈における重要な要素の一つであるが、林教授の研究は、この点の精緻性、明確性において抜きん出ていると評することができる。民法、商法等の私法一般に対する幅広く、深い理解に基づいて、具体的な法解釈が法体系上どのように導き出されるかという基礎づけにつき、従来の解釈の法体系と整合していない点、理論的な基礎付けが不十分である点を的確に指摘しながら、法律上の根拠を明快に示されている。

研究対象としては、商法学全般の研究に努力されたが、とりわけ手形・小切手等の有価証券に関する研究に、強い関心をもたれた。修士論文では、手形の善意取得の成立範囲について研究し、助手論文では、手形債務者が善意の手形取得者に対抗することができるできない抗弁について研究された。前者は手形法第

一六条第二項の適用範囲いかんの問題であり、後者は手形法第一七条の適用範囲いかんの問題である。これらの問題は、従来から多数の判例・学説が蓄積されてきた問題であり、手形法・小切手法学上の難問の一つである。林教授は、これらの問題の解決を志し、上記の規定の立法の沿革に遡り、我が国の学説に多大な影響を及ぼしてきたドイツの判例・学説を詳細に検討し、その解決のために必要な基礎的な研究を発表された。

善意取得の成立範囲については、譲渡人が無権利の場合のみ善意取得が認められるのか、同一性の欠缺、意思表示の瑕疵などの手形取得行為に瑕疵がある場合にも善意取得が認められるのかという問題につき、まず、善意取得を譲渡人の形式的資格に対する取得者の信頼保護の制度ととらえるのであれば、前者の結論になるが、取得者の形式的資格に対する信頼を保護する、すなわち自己が権利者であることを信じて裏書を連続する手形を所持する者を保護する制度であるのととらえるのであれば、後者の結論をとることも可能であることを示し、後者の解釈はドイツ普通法学における「通常取得時効」における善意の定義に起源があると推測されることを指摘される。その上で、前者の解釈は、民法の能力、代理、意思表示に関する規定の存在を考慮したものである点、民法の即時取得と同一の理論的根

扱によって基礎づけることができる点、手形の流通安全との関係でも問題が生じるとは評価できない点から、前者の解釈を支持される。この研究は、従来、後者の解釈はその理論的な考え方が必ずしも明らかではなかったところ、ドイツ法の詳細な検討から、その理論的背景を明らかにした点で、議論を大きく深化させたものであり、かつ、結論としては前者の解釈が適切であるとし、的確な法解釈を示している。

次に、抗弁に関する研究としては、償還により受戻を受けた裏書人に対してどのような抗弁を対抗できるかという観点から検討したものがあつた。まず、前提として、受戻した裏書人が手形上の権利を取得することの法律上の根拠は弁済による代位（民五〇一条）に求めることができるのであり、裏書人は所持人が有していた権利を承継取得することを基礎づけることができることを示される。次に、手形法第一七条のいわゆる抗弁の切断の意義につき、裏書の性質が債権譲渡であるという性質から、抗弁が切断されて完全な権利になるという解釈は理論上当然ではなく、抗弁の切断とは善意者に対する抗弁の対抗を制限したものにすぎないと理解すれば足りることを指摘される。さらに、従来の学説が、受戻した裏書人に対する抗弁の対抗の問題につき、すべての種類の抗弁を一括して論じていたところ、

裏書人が権利者であることを前提としてその者の請求を拒むことができるといふ抗弁、無権利の抗弁、手形債務の存在に関する抗弁に分け、それぞれの抗弁の理論的な位置づけは異なるのであるから、それに応じて別個に対抗の問題を検討すべきことを指摘される。この最後の抗弁の性質に応じて、個別に対抗の問題を検討することはドイツ学説においても、十分になされていなかったことであり、有価証券法学の進展に大きく寄与したものである。

このほかに、多数の論文・判例評釈・解説等において、手形法・小切手法に関する重要な問題、例えば、被裏書人欄の抹消の効果、手形外の支払猶予の合意が手形の時効の起算点に及ぼす影響、手形偽造の場合の法律関係、利得償還請求権の成立要件等の問題を研究された。

会社法に関する研究として、株主総会の条件付決議の効力に関する解説、合資会社に関する旧商法の規定の注釈のほかに、株券喪失登録制度に関する注釈を公表しているが、これも有価証券法に対する関心の延長上にある研究であると評価される。

商法総則及び商行為法に関する研究としては、商号に関する判例評釈・解説等があるが、とりわけ保険法の研究にも関心を示し、ドイツ保険法の泰斗であるエーレンベルクの「私保険法」

の翻訳を試みられた。また、たとえば、一部保険における請求権代位の範囲についての研究では、一部保険の場合には保険者と被保険者に危険が分配されるという一部保険の理論としては

多くの業績をあげられた。本研究科の退職後も、商法学の教育・研究にますます活躍されることを祈念するしだいである。

相対説が妥当であり、また、一部弁済による代位が認められている（民五〇二条）ことも相対説の根拠となることを示された上で、保険者は保険料という対価を得て被保険者の損害をてん補する義務を負っているという保険契約における衡平の問題として

## 林 靖教授の経歴

しては、被保険者の損害の回復を優先的に扱う差額説が妥当であるとされ、商法六六二条第二項の類推適用という解釈を支持される。この研究では、問題の理論的位相を的確に把握したうえで、衡平な解決のあり方を示し、最終的には類推の基礎があることを巧みに示すことで法律上の根拠も備わっていることを示すという優れた法律解釈論が示されている。

昭和二二年一〇月 北海道三笠市に生まれる。

昭和四五年 三月 北海道大学法学部法律学科卒業

昭和四八年 三月 北海道大学大学院法学研究科修士課程修了

昭和四八年 四月 北海道大学法学部助手

昭和五二年一〇月 北海道大学法学部助教

昭和六一年 二月 北海道大学法学部教授

平成一〇年一〇月 日本私法学会理事（平成一二年九月まで）

保険法に関する研究としては、このほかに、倉庫業者と寄託者との間の免責特約が保険者に及ぼす影響、保険料の不払いを理由とする保険者による保険契約の解除の効力、自動車保険における他車運転危険担保特約についての研究がある。

平成一二年 四月 北海道大学大学院法学研究科教授

平成一二年 四月 北海道大学法学部教授（併任）

平成一五年 四月 北海道大学大学院法学研究科附属高等法政

教育研究センター教授

（平成一六年三月まで）

以上のとおり、林教授は、北海道大学助教授に昇任されて

来三四年間に亘り、法学部・法学研究科の教育において、熱心

平成一六年 四月 北海道大学大学院法学研究科教授

に学生を指導し、研究においては、顕著な学術的意義を有する

林 靖教授の業績

【著書】

一九八九（平成元）年

「商法（三）手形・小切手」（有斐閣）（大塚龍児・福瀧博之  
氏と共著）

一九九八（平成一〇）年

「商法（三）手形・小切手（第二版）」（有斐閣）（大塚龍児・  
福瀧博之氏と共著）

二〇〇五（平成一七）年

「商法（三）手形・小切手（第二版補訂版）」（有斐閣）（大塚  
龍児・福瀧博之氏と共著）

二〇〇六（平成一八）年

「商法（三）手形・小切手（第三版）」（有斐閣）（大塚龍児・  
福瀧博之氏と共著）

二〇一〇（平成二二）年

「商法（三）手形・小切手（第三版 補訂）」（有斐閣）（大塚  
龍児・福瀧博之氏と共著）

【論説】

一九七一（昭和四六）年

「西ドイツ民法判例——一九六八年度——」（川井健・小林資郎・  
池田糸男・三浦潤氏と共著）北大法学論集二二卷二号

一九七四（昭和四九）年

「手形法一六条二項にいわゆる「善意」について（一）」北大  
法学論集二四卷四号

一九七四（昭和四九）年

「手形法一六条二項にいわゆる「善意」について（二）」北大  
法学論集二五卷二号

一九七五（昭和五〇）年

「ウルマー「統一手形法における抗弁切断」（紹介）」北大法  
学論集二六卷二号

一九七九（昭和五四）年

「最近西ドイツの手形抗弁論の一側面」私法四一号

一九八一年（昭和五六）年

「期限後裏書と手形抗弁」北大法学論集三一巻三・四号

一九八四（昭和五九）年

「手形の偽造・変造」鴻常夫・河本一郎・北沢正啓・戸田修三【編】  
演習商法（手形小切手）（青林書院新社）

「手形の善意取得」鴻常夫・河本一郎・北沢正啓・戸田修三【編】

演習商法（手形小切手）（青林書院新社）

一九八五（昭和六〇）年

「手形の再取得と人的抗弁」北大法学論集三六巻一・二号

「商法一五〇条～一五二条、一五六条、一五九条～一六一条  
の注釈」上柳克郎・鴻常夫・竹内昭夫【編】新版注釈会社法

第一巻（有斐閣）

「善意取得」竹内昭夫・龍田節【編】現代企業法講座第五巻（東  
京大学出版会）

一九九一年（平成三）年

「利得償還請求権と手形上の権利」法学教室一三〇号

一九九三年（平成五）年

「手形保証と共同振出」北沢正啓・浜田道代【編】商法の争  
点Ⅱ（有斐閣）

一九九四年（平成六）年

「演習」法学教室一六三号

「演習」法学教室一六四号

「演習」法学教室一六五号

「演習」法学教室一六六号

「演習」法学教室一六七号

〔演習〕法学教室一六八号

〔演習〕法学教室一六九号

〔演習〕法学教室一七〇号

〔演習〕法学教室一七一号

一九九五（平成七）年

〔演習〕法学教室一七二号

〔演習〕法学教室一七三号

〔演習〕法学教室一七四号

〔利得償還請求権と手形上の権利〕竹内昭夫【編】特別講義  
商法Ⅱ（有斐閣）

〔問屋の破産と委託者の取戻権〕法学教室一七八号

一九九七（平成九）年

〔手形法一六条の注釈〕平出慶道・神崎克郎・村重慶一【編】  
手形・小切手法（注解法律学全集二五）（青林書院新社）

〔手形法三〇条～三二条の注釈〕平出慶道・神崎克郎・村重  
慶一【編】手形・小切手法（注解法律学全集二五）（青林書  
院新社）

〔手形行為の無因性〕法学教室二〇四号

一九九八（平成一〇）年

〔他車運転転危険担保特約の検討〕岩原紳作【編】商事法の展  
望（竹内昭夫先生追悼論文集）（商事法務研究会）

一九九九（平成一一）年

〔二部保険における請求権代位の範囲〕瀬川信久【編】北海  
道大学法学部ライブラリー2・私法学の再構築（北海道大学  
図書刊行会）

二〇〇四（平成一六）年

「手形債権の一部譲渡（一）」北大法学論集五五卷二号

二〇一〇（平成二二）年

「会社法二二一条～二三五条の注釈」奥島孝康・落合誠一・浜田道代【編】新基本法コンメンタール会社法三（日本評論社）

【判例研究等】

一九七五（昭和五〇）年

「悪意の民事保証人が割引手形を買戻した場合と人的抗弁の切斷」ジュリスト五八八号

一九七六（昭和五一）年

「他人による自己の商号使用を知って放置した場合と名板貸の責任」ジュリスト六〇六号

一九七九（昭和五四）年

「授権株式数増加の条件付決議」矢沢惇・鴻常夫【編】会社判例百選（第三版）

一九八〇（昭和五五）年

「倉庫業者と寄託者との間の免責特約の効力」鴻常夫・竹内昭夫【編】損害保険判例百選

一九八一（昭和五六）年

「手形金額に錯誤がある裏書」鴻常夫・竹内昭夫【編】手形小切手判例百選（第三版）

「悪意の抗弁と重過失」鴻常夫・竹内昭夫【編】手形小切手判例百選（第三版）

判例百選（第三版）

「手形偽造者の手形上の責任と悪意の取得者」法学教室六八号

「約束手形の所持人と裏書人との間において満期前になされた支払猶予の特約と所持人の裏書人に対する手形上の請求権の消滅時効の起算点」判例時報九八九号（判例評論二六五号）

一九八三（昭和五八）年

「授権株式数増加の条件付決議」鴻常夫・竹内昭夫【編】会社判例百選（第四版）

一九八四（昭和五九）年

「振出日の記載のない確定日払手形の効力」民商法雑誌八九卷五号

一九九二（平成四）年

「授權株式数増加の条件付決議」鴻常夫・竹内昭夫・江頭憲治郎【編】会社判例百選（第五版）

「約束手形の裏人が振出人の手形金支払義務の時効による消滅に伴い自己の所持人に対する償還義務も消滅したと主張して、その履行を免れることは信義則に反し、許されないとされた事例」判例時報一〇九四号（判例評論二九九号）

一九九四（平成六）年

「商号単一の原因」鴻常夫・竹内昭夫・江頭憲治郎【編】商法（総則・商行為）判例百選（第三版）

一九八五（昭和六〇）年

「商号単一の原因」鴻常夫・竹内昭夫・江頭憲治郎【編】商法（総則・商行為）判例百選（第二版）

一九九七（平成九）年

「手形金額に錯誤がある裏書」鴻常夫・江頭憲治郎・岩原紳作・山下友信【編】手形小切手判例百選（第五版）

一九八七（昭和六二）年

「手形の被裏書人の記載の抹消と裏書の効力」判例時報一二三二一号（判例評論三四一号）

一九九八（平成一〇）年

「授權株式数増加の条件付決議」鴻常夫・落合誠一・江頭憲治郎・岩原紳作【編】会社判例百選（第六版）

一九九〇（平成二）年

「手形金額に錯誤がある裏書」鴻常夫・竹内昭夫・江頭憲治郎【編】手形小切手判例百選（第四版）

二〇〇一（平成一三）年

「類似商号」江頭憲治郎・山下友信【編】商法（総則・商行為）判例百選（第四版）

二〇〇二(平成一四)年

「1 場屋営業者の不法行為責任に、寄託に際してその種類及び価額の明告のない高価品の滅失または毀損により生じた損害賠償責任を免れしめた商法五九五条の類推適用がある

2 ホテルの従業員が、重過失により、客から運搬を依頼された高価品の在中するバッグを紛失した事案について、場屋営業者の不法行為責任についても、商法五九五条と同趣旨のホテル宿泊約款の定める責任制限特則の適用があるとされた事例」判例時報一七七九号(判例評論五二〇号)

二〇〇四(平成一六)年

「坂道に止めた自動車動き出して付近の他車に衝突し、その側にいた人を負傷させた事故について、「運転中の」事故に当たらないとして他車運転危険担保特約の適用が認められなかった事例」判例時報一八三七号(判例評論五三九号)

「交通事故の被害者が、加害車両の運転者との間で他の自動車につき自動車総合保険契約を締結していた保険会社に対し、他車運転危険担保特約に基づき保険金の支払を請求した事案について、加害車両が自動車総合保険契約の他車運転危険

担保特約第2条ただし書きにいう「常時使用する自動車」に該当するとして、同特約に基づく保険金の支払請求が認められなかった事例」北大法学論集五五卷一号

「利得償還請求権の発生と原因債権との関係」落合誠一・神田秀樹【編】手形小切手判例百選(第六版)

二〇〇六(平成一八)年

「見せ金と公正証書原本不実記載罪」江頭憲治郎・岩原伸作・神作裕之・藤田友敬【編】会社法判例百選

二〇〇八(平成二〇)年

「不正競争防止法による類似商号の使用差止請求」江頭憲治郎・山下友信【編】商法(総則・商行為)判例百選(第五版)

二〇一〇(平成二二)年

「会社の商号の使用禁止等を認める会社法八条にいう「不正の目的」の意義は何か」私法判例リマックス四〇号

「保険料不払いを理由とする解除の効果」山下友信・洲崎博

史【編】 保険法判例百選

【翻訳】

二〇〇三(平成一五)年

「ヴィクトール・エーレンベルク『私保険法(一)』(三)』  
北大法学論集五三卷五号、六号、五四卷一号